

(その1)

平成 25 年 分
(平成 年 月 日開催分)
収 支 報 告 書

- (ふりがな) じゅうみんしゅとうあきたけんだいさんせんきょくしぶ
1. 政治団体の名称 自由民主党秋田県第三選挙区支部
2. 主たる事務所の
所 在 地 大仙市大曲田町20-38
3. 代表者の氏名 御法川 信英
4. 会計責任者の氏名 佐藤 春男

事務担当者の氏名

伊藤 由希
(電話) 0187-63-5835

平成 年 月 日受理



政治団体の区分

- ☐ 政 党 ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☒ 政党の支部 ☐ その他の政治団体
- ☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☒ 無

公職の種類

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係
る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係
る国会議員関係政治団体

公職の候補

者の氏名 御法川 信英

公職の種類 衆議院議員 (現職)

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に
関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	19,183,368
(前年からの繰越額)	3,475,141
(本年の収入額)	15,708,227
支 出 総 額	16,089,317
翌年への繰越額	3,094,051

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	683,200
員 数	398

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1,824,160	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1,824,160	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	1,824,160	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	十億 百万 千 円 3,000,000	H25. 05. 10	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	H25. 05. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	H25. 07. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	H25. 10. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	1,000,000	H25. 12. 12	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	H25. 12. 24	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	500,000	H25. 06. 13	東京都千代田区永田町1-11-23	交付金
自由民主党本部	200,000	H25. 12. 12	東京都千代田区永田町1-11-23	交付金
自由民主党秋田県支部連合会	500,000	H25. 06. 18	秋田市山王四丁目6-12	支部政党交付金
こ の 頁 の 小 計	13,200,000			
合 計	13,200,000			

(その6)

(6) その他の収入			
摘	要	金 額	備 考
		十億 百万 千 円	
こ	の	頁	の
小	計		
1	件	10	万
円	未	満	の
も	の		
合	計		

(その7②)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		法人・その他の団体
団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(有)ファーマシステム	十億 百万 千 円 1,000,000	H25. 10. 29	横手市横手町字大関越166-2	後藤 清隆	
(株)高喜	120,000	H25. 05. 16	仙北市田沢湖生保内字宮ノ前12	高橋 喜志治	
(株)畠山建設工業	5,000	H25. 01. 31	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	畠山 隆太郎	
〃	5,000	H25. 02. 28	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 04. 01	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 04. 30	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 05. 31	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 06. 27	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 07. 31	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 09. 02	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 09. 30	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 10. 31	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
〃	5,000	H25. 12. 02	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	〃	
協同組合ウールアート	149,580	H25. 03. 15	大仙市花館字鶴田12	高寺 一	
協同組合ウールアート	299,580	H25. 09. 30	大仙市花館字鶴田12	〃	
こ の 頁 の 小 計	1,624,160	✓			
そ の 他 の 寄 附	200,000				
合 計	1,824,160				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目		金 額	備 考
1 経常経費	(1) 人 件 費	十億 百万 千 円 6,511,497	✓
	(2) 光 熱 水 費	19,160	✓
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,743,298	✓
	(4) 事 務 所 費	1,935,995	✓
	小 計 (A)	10,209,950	✓
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費	797,175	✓
	(2) 選 挙 関 係 費	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア、イ、ウ、エの合計)	1,082,192	✓
	(ア) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
	(イ) 宣 伝 事 業 費	1,082,192	✓
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費	0	
	(エ) そ の 他 の 事 業 費	0	
	(4) 調 査 研 究 費	0	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	4,000,000	✓
	(6) そ の 他 の 経 費	0	
	小 計 (B)	5,879,367	
合 計 (A+B)		16,089,317	✓

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	19,160				
合計	19,160				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 備品・消耗品費 No. /		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
油代	十億 百万 千 円 93,930	H25. 01. 10	鈴木商事(株)	大仙市大曲日の出町2丁目3-3	
油代	78,323	H25. 02. 13	〃	〃	
油代	42,492	H25. 02. 13	〃	〃	
油代	120,265	H25. 03. 08	〃	〃	
油代	97,257	H25. 04. 10	〃	〃	
油代	108,937	H25. 05. 31	〃	〃	
油代	102,846	H25. 06. 20	〃	〃	
油代	95,336	H25. 07. 31	〃	〃	
油代	147,942	H25. 08. 30	〃	〃	
油代	137,937	H25. 09. 30	〃	〃	
油代	110,271	H25. 10. 31	〃	〃	
油代	119,720	H25. 11. 20	〃	〃	
油代	86,797	H25. 12. 20	〃	〃	
ガソリン代	31,729	H25. 01. 17	鈴木正俊商店(有)	大仙市角間川町字西本町8	
ガソリン代	22,701	H25. 02. 13	〃	〃	
この頁の小計	1,396,483				
その他の支出	0				
合 計					

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分		
支出の目的	金額	年 月 日	備品・消耗品費		備考
			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
ガソリン代	19,492	H25.03.08	鈴木正俊商店(有)	大仙市角間川町字西本町8	
ガソリン代	28,065	H25.04.10	//	//	
ガソリン代	28,330	H25.05.10	//	//	
ガソリン代	25,039	H25.06.10	//	//	
ガソリン代	57,835	H25.07.10	//	//	
ガソリン代	32,933	H25.08.09	//	//	
ガソリン代	26,595	H25.09.10	//	//	
ガソリン代	34,487	H25.10.18	//	//	
ガソリン代	28,372	H25.11.18	//	//	
ガソリン代	27,493	H25.12.10	//	//	
この頁の小計	308,641				
その他の支出	38,174				
合 計	1,743,298				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費	No. 1
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
事務所家賃(2月分)	十億 百万 千 円 105,000	H25. 01. 21	(有)ツイنز	大仙市大曲田町20-38	
事務所家賃(3月分)	105,000	H25. 02. 22	〃	〃	
事務所家賃(4月分)	105,000	H25. 03. 21	〃	〃	
事務所家賃(5月分)	105,000	H25. 04. 22	〃	〃	
事務所家賃(6月分)	105,000	H25. 05. 21	〃	〃	
事務所家賃(7月分)	105,000	H25. 06. 24	〃	〃	
事務所家賃(8月分)	105,000	H25. 07. 22	〃	〃	
事務所家賃(9月分)	105,000	H25. 08. 21	〃	〃	
事務所家賃(10月分)	105,000	H25. 09. 20	〃	〃	
事務所家賃(11月分)	105,000	H25. 10. 22	〃	〃	
事務所家賃(12月分)	105,000	H25. 11. 20	〃	〃	
事務所家賃(1月分)	105,000	H25. 12. 20	〃	〃	
コピー代	121,613	H25. 01. 11	秋田ゼロックス株式会社	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー代	10,571	H25. 01. 31	〃	〃	
コピー代	35,587	H25. 05. 13	〃	〃	
この頁の小計	1,427,771				
その他の支出	0				
合 計					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費 No. 2		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
コピー代	十億 百万 千 円 48,983	H25. 05. 13	秋田ゼロックス㈱	秋田市川尻町字大川反170-92	
コピー代	62,861	H25. 05. 13	〃	〃	
コピー代	57,531	H25. 06. 28	〃	〃	
コピー代	45,583	H25. 07. 10	〃	〃	
コピー代	32,961	H25. 08. 29	〃	〃	
コピー代	50,072	H25. 08. 29	〃	〃	
コピー代	24,334	H25. 09. 30	〃	〃	
コピー代	30,637	H25. 11. 29	〃	〃	
コピー代	32,677	H25. 12. 05	〃	〃	
電話・FAX切替機代金	30,135	H25. 08. 31	〃	〃	
政治資金監査報告書	42,000	H25. 05. 26	高橋茂輝税理士事務所	雄勝郡羽後町大久保字柏原101-1	
冬季消雪代・ローダー除雪代	47,250	H25. 04. 23	㈱ツインズ	大仙市大曲田町20-39	
こ の 頁 の 小 計	505,024	✓			
そ の 他 の 支 出	3,200				
合 計	1,935,995				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (組織対策費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
会場借上料・会合費	十億 百万 千 円 682,000	H25. 03. 04	よこてシャイニーパレス	横手市駅前町6-22	✓
役員会会場借上料	48,587	H25. 12. 09	㈱グランドパレス川端	大仙市大曲浜町7-39	✓
食事代	29,600	H25. 07. 16	にかほ陣屋	にかほ市金浦字下谷地50-2	✓
会議弁当代	23,440	H25. 06. 14	大曲エンパイヤホテル	大曲白金町8-17	✓
こ の 頁 の 小 計	783,627	✓			
そ の 他 の 支 出	13,548				
合 計	797,175				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (宣伝広報費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
室内用ポスター作製代	714,000	H25. 12. 27	㈱丸栄商事	大仙市花館字鶴田53	
自民党演説会ポスター代	294,000	H25. 04. 19	㈱販促	大仙市大曲福見町7-67	
看板代	74,192	H25. 11. 08	㈱販促	大仙市大曲福見町7-67	
こ の 頁 の 小 計	1,082,192				
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	1,082,192				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 寄附・交付金 (寄附金)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄附金	2,000,000	H25. 05. 31	経済調査会	大仙市大曲田町20-38	
〃	2,000,000	H25. 12. 24	みのり川信英後援会	大仙市大曲田町20-38	
こ の 頁 の 小 計	4,000,000				
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	4,000,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 5 月 29 日

政治団体の名称 自由民主党秋田県第三選挙区支部

会計責任者の氏名 佐藤 春男 

※ 代表者の氏名 

※ 解散の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

政治資金監査報告書

平成26年5月28日

自由民主党秋田県第三選挙区支部

支部長 御法川 信英 殿

登録政治資金監査人

高橋 茂輝



登録番号 第 3247号

研修修了年月日 平成22年3月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党秋田県第三選挙区支部の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、自由民主党秋田県第三選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党秋田県第三選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上